

事務連絡
令和2年6月16日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和2年5月25日変更））にもあるとおり、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

しかしながら、現在、廃棄物処理施設の点検や補修、維持管理の際に必要な防護服が不足している状態が続いております。このような状況も踏まえ、今般、厚生労働省から「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について」（令和2年6月12日付け基安化発0612第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）が別添のとおり発出されましたので、お知らせします。貴管下の産業廃棄物処理業者等の関係者に周知願います。

なお、今回の特例を活用し、EN ISO 13982-1 Type5で、JIS T 8124-2に定める微粒子エアロゾルに対する全身化学防護服内部への漏れ率試験（以下、「完成品試験」という。）に合格した化学防護服をもって、JIS T 8115 タイプ5の化学防護服を代用する場合であっても、ダイオキシン類ばく露防止対策として使用するためには、加えて、耐水圧1000mm以上を目安とすることとされていますので、この点について、販売会社等に確認するよう、併せて周知願います。